

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成27年7月13日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 県一般27第4号

### 1 調達内容

#### (1) 業務名

広島県電子申告審査システムに係るサービス提供業務

#### (2) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (4) 履行期間及び履行場所

##### ア 履行期間

平成27年12月21日から平成32年12月20日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

契約日から平成27年12月20日までの間に必要な事前準備作業を完了し、サービスが正常に利用（本番稼動）できる状態にしておくこと。

##### イ 履行場所

仕様書のとおり

#### (5) 入札方法

総価で入札に付する。

#### (6) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（8パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本調達への参加者は、一般社団法人地方税電子化協議会（以下「協議会」という。）の定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に規定する登録要件を満たし、協議会の認定を受けた者で、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成26年広島県告示第503号（平成27年から平成29年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）

）によって「15Cシステムの設計・開発」及び「15Dシステムの保守・管理」の資格を認定されている者であること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 広島県の区域内に事業所を有する者にあつては、広島県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

### 3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

#### (2) 申請期間

平成27年7月13日（月）から平成27年7月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

#### (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2140（ダイヤルイン）

### 4 入札手続等

#### (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

##### ア 交付場所

〒730-8511

広島市中区基町10番52号

広島県総務局税務課（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513-2319（ダイヤルイン）

##### イ 交付期間

平成27年7月13日（月）から平成27年7月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取ること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に記載されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成27年7月28日（火）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成27年8月4日（火）までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成27年8月28日（金）午後3時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年8月31日（月）午後2時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎本館地下1階入札室

5 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「15Cシステムの設計・開発」又は「15Dシステムの保守・管理」の資格に限る。）は、契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) (ア)以外の者

免除

- (3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約における特約事項

この入札による契約は、平成28年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局税務課（広島県庁舎本館 3階）

電話 (082)513-2319（ダイヤルイン）

ファクシミリ (082)222-1041

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Service provision business for electronic report examination system
- (2) Fulfillment period: From 21 December 2015 to 20 December 2020
- (3) Fulfillment place: Indicated in the specifications
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m. 28 July 2015
- (5) Time-limit for tender: 3:00 p.m. 28 August 2015
- (6) Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Bureau, Hiroshima Prefectural Government  
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan  
TEL 082-513-2319(direct dialing)